

中小企業等人材育成支援補助金

従業員が業務に必要な資格等を取得した際に、その費用を負担した中小企業等に対して、補助金を交付します

補助対象者

市内の中小企業者、小規模事業者（個人事業主は補助対象外）

補助金額

補助対象経費の1/2

※従業員1人につき最大5万円

補助対象資格

業務に必要な資格
⇒主な対象資格等は**裏面**に掲載

補助対象経費

中小企業等が負担した資格取得に要する受験料、登録料、教材費、講習料等

申請の流れ

- ① 従業員が資格を取得する
↓
- ② 企業が取得費用を負担する
↓
- ③ 申請書と必要書類を揃えて
商工観光課に提出

申請期限

資格取得日から**3カ月**以内

提出書類

1. 交付申請書兼請求書〔様式①〕
2. 定款、寄附行為及び登記事項の証明書又はこれらに準ずる書類（写し）
3. 資格名称、取得日及び取得した者の氏名がわかる書類
4. 従業員の資格取得に係る費用を中小企業等が負担したことを証する書類



その他

- ・正規雇用の従業員のみが対象です
- ・同一年度における申請は最大3人までとなります
- ・資格取得費用の負担については、全額負担及び部分負担を問いません
- ・国や地方自治体等の公的機関から同様の補助金等の交付を受ける場合は補助対象外となります
- ・予算の範囲内での補助である為、年度途中で終了することがあります

問い合わせ先

行田市役所 商工観光課 TEL：048-556-1111（内線：5405）

○主な対象資格等一覧

〔輸送機械運転関係〕	土地家屋調査士	介護支援専門員
大型自動車第一種・第二種免許	司書・司書補	介護福祉士実務者研修
中型自動車第一種・第二種免許	産業カウンセラー	介護職員初任者研修
大型特殊自動車第一種・第二種免許	公認内部監査人	特定行為研修
準中型自動車第一種免許		喀痰吸引等研修
普通自動車第二種免許	〔事務関係〕	福祉用具専門相談員
けん引第一種・第二種免許	日商簿記検定	登録販売者
移動式クレーン運転士	日本語教育能力検定	衛生管理者
クレーン・デリック運転士	実用英語技能検定（英検）	医療事務技能審査
小型移動式クレーン運転技能講習	TOEIC、TOEFL、VERSANT	医療事務認定実務者
床上操作式クレーン運転技能講習	建設業経理検定	調剤薬局事務
玉掛け技能講習		健康管理士一般指導員
フォークリフト運転技能講習	〔医療・社会福祉・保健衛生関係〕	メンタルヘルス・マネジメント検定
高所作業車運転技能講習	介護福祉士	
車両系建設機械運転技能講習	社会福祉士	〔営業販売関係〕
不整地運搬車運転技能講習	保育士	調理師
	看護師	宅地建物取引士
〔情報関係〕	准看護師	インテリアコーディネーター
第四次産業革命スキル習得講座	助産師	パーソナルカラリスト検定
応用情報技術者	精神保健福祉士	国内旅行業務取扱管理者
基本情報技術者	はり師	
ITパスポート	柔道整復師	〔技術関係〕
Webクリエイター	歯科技工士	測量士補
Illustratorクリエイター	歯科衛生士	電気工事士
CAD利用技術者	理学療法士	航空運航整備士
Microsoft Office Specialist	作業療法士	自動車整備士
	言語聴覚士	海技士
〔専門的サービス関係〕	栄養士	電気主任技術者
キャリアコンサルタント	管理栄養士	建築士
社会保険労務士	保健師	技術士
ファイナンシャル・プランナー	美容師	土木施工管理技士
行政書士	理容師	管工事施工管理技士
税理士	あん摩マッサージ指圧師	建築施工管理技術検定
中小企業診断士	きゅう師	電気通信工事担任者
通関士	臨床工学技士	
司法書士	視能訓練士	〔製造関係〕
弁理士	臨床検査技師	製菓衛生師
気象予報士	主任介護支援専門員	

※その他資格等につきましては、商工観光課までご相談ください。